

「十七条御法語」について

— 第十一条法語に関する伝承と変遷 —

長尾隆寛

本発表は、法然上人（以下、祖師の敬称を省略）の御法語がどのような伝承や変遷を経て伝えられてきたかということを『西方指南抄』に所収されている「十七条御法語」に注目し、その中でも第十一条について、諸師の著作まで範囲を広げて見ていき、御法語の意義やその背景を明らかにするものである。「十七条御法語」とは、法然の御法語が集められ構成されている法語集の一つである『西方指南抄』に所収されているものである。この『西方指南抄』については、書誌学の問題があり、紙面の関係上ここでは省略するが、『西方指南抄』やその中の「十七条御法語」について、どのような背景で説かれたものであるか、明確になっていないのが現状である。

「十七条御法語」の第十一条（以下、「十七条⑩」とする）には、次のように説かれている。

又云、往生ノ業成ハ、念ヲモテ本トス。名号ヲ称スルハ、念ヲ成セムカタメ也。モシ声ヲハナルトキ、念スナワチ懈怠スルカユヘニ、常恒ニ称唱スレハスナハチ念相続ス。心念ノ業、生ヲヒクカユヘ也<sup>1</sup>。

ここでは、往生という目的が果たされるには「念」が重要であるとされている。阿弥陀仏の名号を称えることは「念」を成ずるためであり、称名をしなければ「念」は懈怠し、常に称名することによって「念」は相続されるということが説かれている。

ここでは、称名と念との関係について説かれているため「念声は一論」を中心にこの問題について考える。法然の「念声は一論」は、第一義としては『選択集』第三章に説かれるものであるが、この他に第二義として異なる解釈がある。

法然が『選択集』を著した後に明恵は『摧邪輪莊嚴記』において、「此義甚不可也。念者は心所、声者は色。心声既異何為「一体」乎」とし、「念」は「心所」であり、「声」は「色法」であり、この異なる二者を一体としている点において『選択集』に説かれる「念声は一論」を批判する。この「念」と「声」との関わりについて、法然門下の

解釈を中心に考察する。

浄土宗第二祖聖光は『西宗要』において、「行者必心勤也。行心勤可。知南無阿弥陀仏申時心勤様是往生為也。思心ナラス也。心行励事可。知行心励事有一向云ワロキ也。心心勤心行勤行行勤心勤也」とし、「声」と「念」との関係について「声」↓「念」↓「声」といった過程が示されている。

次に三祖良忠の『伝通記』では、蓮華谷（明遍）の言葉として、「蓮華谷云念在内言彰。外行者信。仏安心深故出。声而唱。仏救。我也」とあり、「念」↓「声」という過程が示されている。また、勝願院（良遍）の解釈として、「勝願院云凡夫行中称名最勝所。以然者凡夫雖修。自余妙行。其心散漫而不相続。其行難成。唯称名行常不忘。仏不忘。仏故成。決定業。謂心忘。仏時口称。仏名。其声入。我耳。引。起我。心念。心念若起。此念亦勤。声令。唱。仏名。是故念勤。声声起。念常不忘。仏有。此益。故法蔵比丘立。称名願」とあり、「声」↓「念」↓「声」↓「念」↓「声」↓「念」↓「声」↓「念」という過程が示されているのである。

また、良忠は、「念」を心意とし、その心意とは具体的にどのようなことを指すかということについて、称名によって発せられる「念」を三心とらえ、「声」↓「念」とは、称名によって三心が形成されることと考えていたことが分かる。また、良忠は、「念」を阿弥陀仏を思う心、忘れない心として捉え、「声」がその「念」を形成し、さらにその「念」が「声」を形成し続けるとしている<sup>3</sup>。

「十七条⑩」では、「声」↓「念」↓「声」の過程の中、「声」↓「念」という部分を示し、その後「声」へとつながることは説かれていないが、「相続」ということが説かれていることから、その後また「声」につながり、「声」↓「念」↓「声」↓……とつながっていくことが想定されていることが考えられる。このようにこの「念声は一論」は、第一義と比べるとやはり特殊なものであるといえる。そこで最後にこの詞がどのような背景で説かれ、伝承されていったかについて考察する。

「十七条⑩」の伝承について考察する際に特に注目すべき点は、良忠が「念声は一論」の第二義に関しては、自身の詞ではなく、明遍・良遍の詞をもって解釈しているという点である。よって本発表では、このいわゆる南都浄土教者の代表とされる両師の伝歴や浄土宗との関連を考察し、以下の結論を出した。

「十七条⑩」に説かれるような「念声は一論」はやはり明恵や『興福寺奏状』を出した貞慶などを中心とした南都仏教からの批判を発端とし、それを意識して良忠など

が解釈していることは明らかである。また、明遍に関しては、法然との散心念仏に関する問答が残されている<sup>(4)</sup>。これらの問答は、第二義「念声是一論」における「念」と「声」の問題を意識した上でのことであることが考えられ、明遍がこの問題に敏感になつていたことは自然であると考えられる。

また、良遍にも明遍と同様の散心念仏に関する良忠との問答が残されている<sup>(5)</sup>。また良遍は、至心を至誠心と捉え、念仏を修す時には至心でなくてはならないとする。さらには、念仏を相続する内に専注の心がおこるともしている<sup>(6)</sup>。

このような明遍・良遍の思想を見ると、明恵だけでなく、南都における「念声是一論」の中心問題、特に法然に対する批判が第二義を中心としたものであったことが明らかとなる。

これらの背景や、良忠がこの問題に関して明遍・良遍二師の詞をもつて解釈しており、良忠が明遍と良遍を抱き合わせで引用する理由がどちらも南都を代表した学匠であり、旧仏教に対する説得力を持つためであるということを考えると、「十七条⑩」に説かれる内容が南都における問題であり、南都浄土教者との関係の深いものであるということが分かる。この他に、第一条法語との関連や他の条との関係を考察した結果、「十七条御法語」全体が南都浄土教者、特にそれを代表する明遍や良遍やその周辺と大変深い関わりをもつものである可能性があるということを示すことができた。

ただし、南都浄土教との関わりという視点で見たものは以上の数条のみであるため、今後はこの視点をもとに、さらに他の条との関連も考察していきたい。

## 註

- (1)『昭和法然上人全集』四六九
- (2)『浄土宗全書』（以下『浄全』）二・六二二下、『浄全』七・二四三下、『浄全』七・三六七下、『浄全』七・二四三上、『浄全』一〇・三五上、『浄全』一〇・二二八上、『浄全』一五・二七五下他、多数の著作において示されている。
- (3)先ほどの『伝通記』における良遍の詞の引用や、『浄全』一〇・七一四下などに示されている。
- (4)『昭和新修法然上人全集』六九二―六九三。他に『法然聖人絵』・『法然上人伝絵詞』・『拾遺古徳伝絵』・『法然上人伝記』・『四十八巻伝』の各伝記や、『一言芳談』、『伝通記』、『決答授手印疑問抄』などに法然と明遍との散心問答に関する記事が説か

れている。

(5)『浄土宗聖典』五・一三六など

(6)坂上雅翁氏「南都浄土教における至心について」、同氏「良遍『導意抄』について——念仏と別時意説をめぐって——」など参照。

（大学院仏教学研究科博士後期課程仏教学専攻）